

# 文書館整備検討委員会 第4回会議 議事録

日時：平成24年3月26日（月）

午後2:00～午後4:00

会場：新潟市役所白山浦庁舎5-401会議室

<b>委員</b>	本間恂一（委員長）、伊藤善允、小野民裕、 金森敦子、下井康史、杉本道秋
<b>幹事</b>	総務部総務課長 木村隆行 総務部IT推進課長 高橋昭巳 江南区役所副区長（総務課長） 田村敏郎 教育委員会中央図書館サービス課長 山下洋子
<b>事務局</b>	文化観光・スポーツ部長 木村勇一 同部 歴史文化課長 倉地一則 同部 歴史文化課 歴史資料整備室 佐藤室長 同部 同課 同室 福田主査 同部 同課 同室 鈴木主査

## 議事

### 1. 開会

#### （司会／事務局・鈴木）

それでは定刻となりましたので、文書館整備検討委員会 第4回会議 を開会いたします。本日の司会を務めます、新潟市文化観光・スポーツ部 歴史文化課の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の資料を確認させていただきます。お手元には、「文書館整備検討委員会 第4回会議」と書かれたA4判の式次第・委員名簿・会場図、もう一つ、別紙資料が配布されていることと思いますが、よろしいでしょうか。

また、本日の会議は公開とさせていただきます。よろしくお願いいたします。併せまして、会議録作成のために録音させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、事務局を代表して、文化観光・スポーツ部長の木村が、ご挨拶申し上げます。

#### （文化観光・スポーツ部長）

本日は年度末のお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、日ごろより本市の歴史文化行政に多大なご理解とご協力を賜りまして、重ねてお礼申し上げます。

さて、昨年4月に「公文書等の管理に関する法律」が施行され、間もなく1年が経過いたしますが、一部の地方自治体からは、公文書管理条例を制定しようという動きもあると聞いております。本市も公文書管理の重要性と文書館の必要性を十分認識しながら、これまで委員の皆様から貴重なご意見を伺ってまいりました。

また、昨年 11 月には長期保存の公文書を保管している公文書分類センターをご覧いただきましたが、いかがでしたでしょうか。さまざまな印象を持たれたと思います。後ほど、ご意見を伺えたらと思っております。

また、先週の新潟日報の社説になりますが、本市における公文書管理への取り組みをはじめ、地方の公文書館のあり方が取り上げられておりました。改めて、公文書管理の重要性を認識したところで

す。  
このような中、この 4 月からは市の文書規程を改正し、すべての文書について最長保存年限を 30 年といたしますし、保存期限が過ぎた文書については、すべて歴史公文書となるかどうかを判断いたしまして、重要なものは将来的に文書館に移管することといたしました。

この会議も今日で第 4 回目となりますが、今回からは文書館の整備をさらに一步前進させるため、文書館整備基本計画の策定についてご検討いただきたいと思います。この基本計画では、今までの議論を踏まえたうえで、文書館とは何なのか、なぜ文書館が必要なのか、といった基本的な事柄を整理いたしまして、議会や市民の皆様にお示しして、文書館の設置についてご理解をいただきたいと思います。

本日は限られた時間ではございますが、活発な議論をよろしくお願い申し上げます。

**(司会／事務局・鈴木)**

それでは、早速議事に移りたいと思います。以降の進行を本間委員長、よろしくお願いいたします。

## 2. 文書館整備基本計画（案）について

**(本間委員長)**

それでは、議事に入りたいと思いますが、進行のご協力をお願いしたいと思います。

先般、11 月 28 日に公文書分類センターを見学させていただきました。会議は 3 回行われましたが、ご挨拶にもありましたように、今日は、新潟市で公文書館がなぜ必要なのか、議会やあるいは市民の皆さんに周知をして、これの実現を図りたいということで、その最初の議論をお願いしたいと受け止めましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、皆さんのところに資料がっておりますが、資料 1 の文書館整備基本計画（案）の骨子について、事務局から説明をお願いします。

### 「新潟市文書館整備基本計画（案）の骨子」

**(事務局／佐藤室長)**

資料整備室長の佐藤でございます。

資料 1 ということで、「新潟市文書館整備基本計画（案）の骨子」でございます。まず、基本計画なるものがいかなるものなのか、ということから説明をさせていただきたいと思います。整備検討委員会につきましては、これまで 3 回会議を設けさせていただきまして、文書館の機能など比較的細かな項目についてご議論をいただいたところでございます。ただし、現時点で、具体的にどの場所に文書館を整備するかということなどについては、まだ全然決まっていないところでございます。

このため、平成 24 年度につきましては、文書館の必要性、基本理念などを整理した基本計画（案）の策定にさまざまなご意見をいただきたいと思います。この基本計画（案）を活用し、議会説明を行うとともに、市民に公表し、市民の意見を求める手続きを進めて、成案としたいと考えております。

その後、整備方針が固まった段階で、この基本計画を基に実施計画を策定して、文書館整備を進めていきたいと考えております。

本日お示しする基本計画（案）の骨子については、これまでの検討委員会での議論や先進他都市の例を基に、たたき台として作成いたしました。内容については、これで固定したということではなく、議論の中で整理をいただけたらと思っております。

私の方からは、以上でございます。

#### **（本間委員長）**

それでは、資料の1と2と一緒に事務局から説明をお願いします。では、お願いします。

#### **（事務局／福田）**

福田でございます。よろしくお願ひいたします。

私の方からは、資料1の「新潟市文書館整備基本計画（案）の骨子」ということで、最初に1と2につきまして、ご説明させていただきます。

## **1 基本計画策定の趣旨**

#### **（事務局／福田）**

1、「基本計画策定の趣旨」。

（1）基本計画策定までの経緯。「新潟市自治基本条例」（平成20年2月施行）に掲げられた、住民による市政情報の共有及び公文書の管理と利用・活用の充実に求めた「公文書館法」（昭和63年6月施行）や、「公文書等の管理に関する法律」（平成23年4月施行）への対応として、市史編さん事業（平成10年3月終了）等で収集した資料、及び平成6年度以降移管されてきた歴史公文書の公開を推進します、ということです。

（2）基本計画の位置づけ。「新・新潟市総合計画」（平成19年4月策定）に基づく、歴史的資料の保存と活用のための施設整備の一環としての基本計画とし、これは現在策定中ですが「新潟市文化創造都市ビジョン」（平成24年3月）に謳われた、個性ある歴史の活用や地域文化の継承と発展への貢献を目指します。

## **2 文書館の基本理念**

#### **（事務局／福田）**

2としまして、「文書館の基本理念」です。

（1）目的と使命。

ア）地域の歴史・文化遺産の継承と発展。失われゆく地域の歴史・文化資料を収集・保存し、地域の歴史・文化遺産の継承と発展に寄与します。

イ）行政運営の透明化と説明責任。市民共有財産としての歴史公文書を保存・公開することで、行政運営の透明性を担保し、現在及び将来の市民に対する過去の市政の検証と説明責任を果たします。

ウ）市民自治の推進。行政情報の共有により、市民自治の推進を図り、市民と行政の新たな協働・信頼関係を築きます。

エ）行政運営の効率化。非現用となった公文書の管理を明確化・適正化することで、行政運営の効率化を図ります。

オ）情報発信と調査研究への支援。未来の新潟市のあるべき姿と指針を見いだすため、地域の歴史・文化に関する情報を公開・発信するとともに、市民による調査研究を支援します。

（2）基本機能。地域の歴史的資料及び移管された歴史公文書を収集・保存し、収集資料の利用・普及に努め、調査研究を進めます。

以上でございます。

**(本間委員長)**

今、資料1のうち、「基本計画策定の趣旨」と、2番目の「文書館の基本理念」について、今まで委員の方々からいろいろと貴重なご意見をいただきましたが、これを踏まえまして、趣旨、基本理念を事務局の方でまとめていただきました。

これにつきまして、いろいろご質問、あるいはご意見等あるかと思しますので、お願いしたいと思えます。

はい。どうぞ。

**(金森委員)**

金森です。2の「文書館の基本理念」のうちの(1)のア)の部分です。ここに「歴史文化遺産の継承と発展に寄与します」とありますけれども、文化遺産の継承と発展というのは、具体的にどういふものをイメージしたらいいのでしょうか。何だかイメージできなかったのですけれども。

**(事務局／福田)**

非常に抽象的な言葉で申し訳ございません。実際に、地域の歴史と文化の遺産の継承といえますのは、文字情報、郷土資料等の保存と利活用によって、継承されていくものではないかと思っております。

**(金森委員)**

では、前の「失われゆく地域の歴史・文化資料の収集・保存」と同じことなのですか。

**(事務局／福田)**

継承と発展のために活用していくということでは、似たような言葉で申し訳ございませんが、この辺まだ骨子でございますので、もんでいただきまして、形にしていきたいと思えます。

**(金森委員)**

ちょっと分かりづらいですね。

**(本間委員長)**

これはまた考えていただくということで、お願いします。

ほかにもございますか。ご質問、あるいはご意見をお願いしたいのですが。

**(金森委員)**

また再度すみません。オ)の部分なのですけれども、「市民による調査研究を支援します」というのは、これはどのくらいの支援なのでしょう。どのくらいというか、経済的に援助があるのか、それとも知識としてやるのか、いろいろあると思うのですけれども。

**(文化観光・スポーツ部長)**

この部分というのは理念の部分なので、細かく規定する部分ではないところですし、さっきのア)の部分も、収集・保存というのは事実の事柄ですよ。そういうことをやることによって、目的が継承と発展なのです。分かりますでしょうか。実際は、収集・保存なのですが、それはやる行為ですよ。

**(金森委員)**

分かりました。「収集・保存して」となるとよく分かるのですね。「し」と切られると、別みたいになってしまうので、「して」と。

**(文化観光・スポーツ部長)**

「て」を付けなくてははいけませんね。

**(金森委員)**

オ) の部分は分かりました。

**(本間委員長)**

ここは、今後、具体的な内容についてご検討いただくわけですが、これは反復議論していただいているのですが、議論の仕方としまして、まず、理念的な基本的なことを規定して議論していただきたいということで、今日提出されたものです。過去3回、委員の皆さんから、いろいろご意見を頂戴しましたが、それとの関係で、この「基本計画策定の趣旨」と、こうあるべきであるという「文書館の基本理念」について、ご意見、あるいは今日出された骨子についてご質問等ありましたら、遠慮なくお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

**(小野委員)**

幹事の総務課長にお伺いしますけれども、新年度に新潟市でも、いわゆる公文書管理条例の策定計画をしているとお話を伺ったのですけれども、それで間違いはありませんか。

**(幹事／総務課長)**

新年度ではなくて、平成25年度を目途にということだったと思います。

**(小野委員)**

策定準備は新年度からするということですね。

**(幹事／総務課長)**

はい。調査研究はするということです。

**(小野委員)**

そうすると、早くても2年後ということになるわけですね。今の質問のことも関わりますけれども、1の「経緯」のところ、本来は、公文書館法、公文書管理法などの法律が先の方が文言としてふさわしいのではないかと。

それから、一応前にある、自治基本条例のほかに、すでに新潟市が持っている情報公開条例といったものの趣旨も含めて、市民の知る権利を保障するわけですから、その条例の存在についても触れるべきであろうし、策定を計画しているという公文書管理条例についても検討しつつある、あるいは準備している、という文言のうえで、文書館の開館とどちらが先になるかは未定のことだと思いますけれども、そういう要素が必要ではないかと思っているのですが、いかがでしょうか。

**(本間委員長)**

いかがでしょうか。

**(事務局／佐藤室長)**

もっともですので、そのような形に直していきたいと思います。

**(小野委員)**

前の室長の時代に、いわゆる広い意味での情報公開、それから、狭い意味での情報公開というような、あるいは、広い意味での公文書館、狭い意味での文書館というような説明の仕方があり、それについて異議を唱えた者としては、やはり、現用、非現用にかかわらず、市民の知る権利を保障するうえで、情報公開条例の趣旨にもものつとるべきだと私は思っております。

**(本間委員長)**

今のご質問あるいはご意見に対しまして、もっともだというお話なのですけれども、もう少し具体的に、どのようにお考えになっているのか。あるいはどのように今の問題を進めたいのか。あるいは進める準備をしているか否か。こういうことはいかがですか。

**(事務局／福田)**

情報公開条例との兼ね合いにつきましては、整合性をその部局と話し合いをし、これから決めていかなければならないと思います。その結果生まれてくるのが、(仮称) 公文書管理条例といったものに

なると思います。

以前の議論で狭義の文書館、広義の文書館という議論がございましたが、あの議論の中では、会の中での最終的なまとめの話としまして、「広義の文書館に関する議論も妨げない」というお話になっておりましたので、その辺は、関係部局といろいろもんでいきたいと思っております。

**(本間委員長)**

この問題は、おそらく、公文書館がいつごろ開館するのか、あるいは、具体的な公文書館建設のスケジュールが決まる、あるいは、それと並行しながら、この文書館の性格をどうするのか。今日もそのような話をするのですけれども、やはり文書館の開設がどうなるのかという問題も、同時並行しながら考えていく必要があろうかと思えます。

先ほど、小野委員から質問がありました、新潟市における公文書館管理条例、これは平成 25 年ころを目標にして設定したいということですか。

**(幹事／総務課長)**

目標が平成 25 年度なのですが、他の自治体もちょっとスローダウンしている状況を鑑みて、検討していきたいと思っています。

**(本間委員長)**

スローダウンしているという理由は何かありますか。財政問題ですか。

**(幹事／総務課長)**

公文書管理条例の制定について、次々と制定準備されていっている状況ではないようです、ということですか。

**(本間委員長)**

新潟市もそうかもしれませんが、全県的に見て、この制定については、まだ具体的に進んでいないということですか。

**(幹事／総務課長)**

はい。

**(本間委員長)**

新潟市は新潟県を代表する都市ですから、ぜひ他の市町村をリードする形で。この管理条例の制定は平成 25 年度にはできると、平成 25 年度には案を作りたいということでしょうか。それとも平成 25 年度に準備するという事なのか、そのあたりはどうですか。

**(幹事／総務課長)**

平成 25 年度には条例施行ではないですけど、準備を整えるようにしていきたいと。

**(本間委員長)**

平成 24 年度頃から具体的に始めたいということで、これからこの委員会が、今後 1 年は続くと思いますから、そのところで、またいろいろご意見をいただくということにしたいと思っています。

そのほかの委員の方々、この「基本計画策定の趣旨」、それから、「文書館の基本理念」について、今後いろいろまた修正されると思いますが、この案につきまして、ご意見、ご質問あればお願いしたいのですが、いかがでございますか。

**(小野委員)**

今の他の自治体におけるところの公文書管理条例の策定がスローダウンという理解は、私は理解しかねます。というのは、鳥取県、島根県は陸続として準備もしていますし、札幌市もやっていますし、あるいは早くに大阪市や区など情報公開が続々と全国の 9 割 5 分までできたように、公文書管理条例も陸続と続いていることは全く間違いがないということであって、2 年前にすでに、国の法律と並行して策定している自治体や政令市も多々あるわけですから、2 年先というようなんびりした準備で

は、市の公文書管理そのものについての理念なども、もう少しスピードアップしてもいいのではないかという気はします。

それはさておいて、先ほど委員長が反復は可能だとおっしゃられたのですけれども、この骨子は、本日のこの会議で文言そのものも検討してもいいのですか。あるいはもう一回繰り返して文言についてもむことがあってもいいのでしょうか。

例えば今日具体的な個々の文言についての、先ほどの金森委員のように、市民が読んだときに理解がしづらいようなことについて、質問や意見を述べることは今回の目的という理解でよろしいのですね。

**(事務局／佐藤室長)**

今日の骨子というのは、基本計画がどういった形のものなのかということをご理解いただくために作成したものでございまして、例えば平成 24 年に入りまして、検討委員会を開きます。そのときには、もう少し詳しくやって、そこで本格的にもんでいただければと思います。

**(小野委員)**

再度やるということですね。

先般の 3 月 13 日付の「新潟日報」の地域欄のところに出ましたね。新年度に 3 回ほど予定しているところで、基本計画を検討するという。そういうときに、もう一回これを全部この委員会の中でということですね。というのは、今日の議題の 3 番目のところのスケジュールというところで、そういうご説明があると思うのですけれども。今日は事務局の骨子の説明を何う程度のことでよろしいのですね。

**(事務局／佐藤室長)**

あくまでもたたき台ということで、こういったものを作るという一つのイメージでございまして。

**(小野委員)**

例えば 2 の (1) のア) のところの、「失われゆく」という表現ですけれども、例えばこれを「滅失が危惧される」とか、あるいは「滅失しつつある」とか、そういう表現の方が誤解がないのではないかなという気がします。失われることが当然自明のことだという理解ではなくて、滅失の恐れがあるという意味でも、「滅失が危惧される」あるいは「滅失しつつある」という形での警鐘を。ここは地域資料、私のもの、ないしは団体のものを含めた広い意味での歴史資料に関する表現ですよ。決して市役所の公文書について失われゆくということではないわけですよ。

**(事務局／佐藤室長)**

確におっしゃられるとおり、「失われゆく」というのは、小説の題名みたいですので、その恐れがある、とかという言い方が確かに良いと思います。

**(小野委員)**

順不同だとは思いますが、ア) からオ) までの順番というのは、別に順位があるわけではありませんね。逆に言うとア) の方で、いわゆる文書館の基本理念に、前回までの議論の中で話題に出てきた、市役所が生みの親であるところの、市役所の公文書の保存、管理、活用というものを後回しにして、いわゆる市史編纂だとか『合併市町村の歴史』以来の新潟市の歴史文化課が集積してきた民間資料や団体資料も含めた地域資料を副とするのか主とするのか。そういうことにも関わるような問題だと思うのです。それについては、いかがですか。

私個人の意見では、やはり市役所の公文書の管理、保存、活用ということの方の優先順位を上げた方がいいのではないかと。読み取りやすいのではないかと。いわゆる公立の文書館という趣旨によるのであれば、やはり親機関である市役所文書の積極的な管理、活用があってこそ、市民の活用あるいは文書館の周知ができる。決して歴史資料センターのような形での文書館ではなく、公文書館

的な姿勢を強く打ち出すべきだと私は思っております。以上です。

**(本間委員長)**

今のご意見は、「文書館の基本理念」の「目的と使命」のア) からオ) までの内容には別に異議はないが、この並べ方というか、順列といいますか、これに順序性をつけるべきだというご意見だと思います。これは今日ここで決める必要はありませんから、またご検討いただいて、しかるべき案を提出していただきたいと思います。

ほかに、いかがでしょうか。

**(杉本委員)**

枝葉末節な質問で、とんちんかんの質問なのですが、この2のイ) なのですが、「市民共有財産としての」とありますが、ちょっと考えると、私などは「市及び市民共有の財産」という方が。

いきなり市民共有財産ということなのですけれども、この市民共有財産の中には、いわゆる行政としての市というのも入るのですか。

**(事務局／福田)**

言葉が足りませんで申し訳ございませんでした。「市及び市民」の方がより正確な表現だと思います。私もそういう意味で骨子を作成しました。

**(杉本委員)**

分かりました。

**(本間委員長)**

くどいようですが、福田さん、今、あなたお答えになったことなのですが、市民共有財産としての歴史文書館。この市民共有財産という言葉は、ちょっと分かりにくいといいますか、違和感とは言わないが、ちょっとどうかというご質問ありましたね。それについて、今、もっともだとおっしゃった。どのようにされるのか、どのように直すのかということも言及されたようですが、その部分をもういっぺんお願いします。

**(事務局／福田)**

ご指摘はもっともだということで発言させていただきましたが、市民共有財産という言葉ですと非常に曖昧ですので、文書を作った市のものでありますし、それが、公に還元していくための市民ということで、両方併記した方が、より分かりやすいのではないかと思います。

**(事務局／佐藤室長)**

工夫をしていけばよろしいかと思います。「市民との共有財産としての」とか、そういう言い方であると、市と市民、横の財産というのが。

**(本間委員長)**

これは、歴史公文書という言葉の上にかかる言葉です。この文章を作成されるとき意図は、歴史公文書というのを一部説明しているわけですか。

**(事務局／福田)**

はい。

**(本間委員長)**

歴史公文書というのはなじみにくい言葉ですよ。これだけをぱっと出すと分かりにくいから、これに少し背景説明を、あるいは付属説明をしようということで、市民共有財産としてのというのを付けたわけですか。

**(事務局／福田)**

はい。

**(本間委員長)**



これとは関係ないのか、今入っているから、おそらくそういうことだと思いますけれども。そうすると、これは今ここですぐということは必要ないが、歴史公文書という言葉をもう少し分かりやすくする前段の文章ということであると、今後検討するというものですから、もう少し工夫していただいた方がいいかもしれない。これは私の私見なのですが、そう思いますので、またご検討いただきたい。

**(下井委員)**

今の件ですが、私も本間先生のおっしゃるとおりだと思うのですが、歴史的公文書の説明がそこまで一回も出てきていないのにここで使うから、こういう話になるのではないのでしょうか。「市及び市民共有」の方が正確だとおっしゃいましたけれども、それは逆で、法的にはどう考えても市の財産でしょう。共有財産というのはイメージとして言っているわけですから、「市及び市民」なんて言ったら、そういうふうに言うのだったら、市民に所有権があるのかという話になって、かえってややこしくなるから、それはやめた方がいいですよ。また、「市及び市民」という言い方をすると、市と市民が対立するような言い方になりますから、それは避けた方がいいのではないですか。

**(事務局／福田)**

歴史公文書の頭に付く言葉は、本来、引き継いだ歴史的に重要と思われる公文書等というふうな説明、修飾辞の方がより正確かと。

**(下井委員)**

先ほど先生がおっしゃったように、歴史公文書が突然出てきているからそういうことになるので、一番のキーワードなのだから、どこかでそこを、「文書館の基本理念」を言う前に、もう少しこの「基本計画策定の趣旨」かどこかで、歴史的公文書とはこういうものであって、だから保存するのだという理念を謳わないからこういうふうになるのではないのでしょうか。

**(本間委員長)**

おっしゃるとおりだと思います。文章表現は非常に難しいと思いますが、今、先生からご指摘がありましたようなことを踏まえまして、少しまたご検討いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

ほかに、何かいろいろご意見をどうぞ。

**(下井委員)**

細かい日本語で気になるところがいっぱいあるのですが、そこは置いておいて、全体的なスタンスを少しお聞きしたいのですが、最初に1、「基本計画策定の趣旨」。趣旨と言ったら普通は理由です。なぜ作るかです。なぜ基本計画を作るかと。それで、(1)が「経緯」となっていて、この「経緯」の言葉がよく分からなくて。経緯というと普通、今までこうだったという時間的な流れを説明すると思うのですが、そうではないですよ、ここは。単に自治基本条例と公文書館法、公文書管理法への対応をやるのだというだけなので、こういうのを経緯というのだろうか。そこがよく分かりません。

いきなり次は「位置づけ」。ここは位置づけというよりは、ここがむしろ趣旨なのかなと気もするのですが、1の(1)と(2)、特に(1)の「経緯」という日本語をどういう意味で使われたのが私には分からなかったのと、(2)の位置づけ。総合計画があって、都市ビジョンがあって、そのさらに具体化ということであれば、位置づけなのかなと思いますが、では、趣旨、理念はどこに行ったのかなと。趣旨はどこに行ったのか。単にこれは条例や法律、それから、計画があるからこれをやるのだというだけの話であって、この計画そのものの本来的な価値といいますか、本来的な趣旨というものが全く出てきていないような気がするのです。こういうところは、良く言えば格調高く、悪くいえばきれい事を書くわけですから。

私の印象ですけれども、ほかに条例があって、法律があって、計画があって、だから作るのだとい

う、それだけの話のように読めるのです。もう少し、歴史的資料を保存することで、こういうことを目指しているのだということを高らかに謳い上げるといふか、そういうのが趣旨ではないでしょうか。

**(文化観光・スポーツ部長)**

経緯というか、「背景」と書けばいいのではないのでしょうか。

**(下井委員)**

「背景」なら分かりますよ。ただ、背景といっても、結局基本条例と、法律二つに対応する、言葉は悪いですが、しょうがないから作る、みたいな読み方もできないわけではないと。

もう一つ、実は公文書管理法をきちんと覚えていないのですが、「対応として」と書いてありますけれども、公文書管理法は別に条例として義務づけてないですよ。そうだとしたら、これは抜かした方がいいのではないですか。法律にやれと言われたから新潟市はやるのだととらえられませんか。新潟市独自の考えで、別に公文書管理法があろうがなかろうが、新潟市はこれが大事だと思っているからやるのだ、という方がいいだろうし、もっと言えば、私は自治基本条例の策定に関わったのですが、覚えていないのですけれども、自治基本条例の中で、情報の共有とか公開とかってことを謳ってあるのであれば、そちらを強調しないとおかしくないですか。自治基本条例というのは、全ての市の政策、施策、事務、自治にあたっての基本となる条例なわけですから、それが新潟市の行政の一番の基本ですよ。全ての新潟市の行政の基本は、自治基本条例にあってしかるべきなのだから、そっちを強調した方が、私はよろしいかと思えます。

もう一つ、先ほど小野委員から出た話で、情報公開条例との関係ですが、これは情報公開条例が基本で、この公文書管理条例ができるわけではないので、むしろ並列的ですから、調整は必要かもしれませんが、理念のところに入れるのはかえって私はおかしいと思えます。つまり、あくまでも自治基本条例の中で、情報の公開とか共有とか言っている理念があって、それを実現する一つの手段が情報公開条例であり、並列的な別の手段が、この公文書管理条例ですから。調整は必要ですが、上位理念を自治基本条例が定めていて、そこから両方出てくるわけですから。だから、「情報公開条例の理念を踏まえつつ」とかくらいだったらいいと思えますけれども、それがあからこれがあるという言い方はしない方がいいかと思えます。

先ほど背景とおっしゃったのは、そちらの「経緯」というよりは「背景」とおっしゃった方が、多分、日本語して分かりやすいのだろーと思えますが、問題は中身がしょうがなく作るというようなニュアンスに取れなくもないので、自治基本条例を強調するべきだとは思いますが、法律は仮に出すとしても、もう少し脇役的な、ざっくばらんな言葉使いで言えば、法律も出来たことだしさみtain、その程度の方がいいのかなと。情報公開条例もそうかなと。趣旨のところでは背景を書くのがいいのですが、趣旨ということは、なぜ作るかですから、背景としてこれまでこういう事情があったから作りますと。位置づけは、新潟市の流れはこうだと、それなら趣旨になるのでしょうか。ここはもう少し格調の高いことを言った方がいいと思えます。どうですか委員長。

**(本間委員長)**

そのとおりだと思います。私は、これは当然市民だとか議会などに示す場合は、こういう形ではなくて、今、先生がおっしゃるように、もう少し理念を高らかに謳うべきではないかと思っております。今日は、今までいろいろ議論に参加していただいた、言ってみれば専門家といえますか、そういう皆さんの前に出す骨組みを示したと私は考えています。

ただ、そうだとすると、やはり、今おっしゃるように、公文書館というのは、公文書館法というのが今も母体になっていると思えます。この館法というのは義務規定ではないのですよね。義務という、一応公共団体はこれを作らなくてはならないという強制規定はないのです。したがって、先般いただいた資料でも、平成4年に新潟県立文書館がスタートしたときは、まだ全国で19県くらい

でした。いろいろな形はありますけれども、それから 20 年間経っていますから、もう全国全部できたかなと思ったら、できていないところがまだかなりあるのです。市町村に至ってはかなりあるということで、新潟市が何としても新潟市の底力でこれを作りたいということであれば、やはり、全部できているから新潟市も作るというような段階ではなくて、新潟市は何としても先鞭を切って作りたいという位置にあるわけです。

今、先生がおっしゃるように、やはり、新潟市はなぜこれを作るのかという理念を前面に押し出して、その理念を補強することとして、法規的なものを併せて随伴してそれを出すという姿勢が必要ではないかというご指摘は、もっともだと私は思っております。そういう点で、事務局の人もそれについてはご理解しているとは思いますが、また次回あたりにそれを少し示すような原案をお出しいただければと思っております。

ほかに何か。

#### **(下井委員)**

背景を言って、位置づけを言って、そして趣旨ではないでしょうか。順番はよく分かりませんが、結局この 1 の (1) と (2) を読んで、趣旨、つまり、なぜこの計画をするのかという趣旨は、(2) の最後に 2 行だけ登場するのです。「個性ある歴史の活用」。「歴史の活用」という日本語はおかしいと思うのですが、これが、若干具体化した 2 の (1) になると、この 2 の (1) のア) からオ) の中で、この 1 の (2) に出てくるのはア) だけなのです。つまり、最初に一番総論的な趣旨を言っておきながら、次に、若干各論というか具体化したときに、出てこないことがいっぱい出てくるのですが、それはこういう計画の書き方としてどうなのでしょう。もちろんそのア) からオ) を全部最初の前文のところと盛り込むというのは、非常に至難の技であることは、そのとおりなのですが、こういうものは大体、最初に高らかに抽象的に謳いあげて、次に骨子を書いて、そこからだんだん具体化して書いていくというのが、こういう計画とか行政文書の常道ですよ。

最初に非常に抽象的に書くときに、なぜそこが抽象的になるかということ、次から出てくる話を、一応全部包含したいから最初がすごく抽象的になってしまうわけですよ。ところが、これは抽象的でありつつ、次のちょっと具体化した段階になると全然違う話で、行政運営の透明化と説明責任とか、そもそもイ) とエ) をなぜ別にするのかがよく分からないし、普通の市民であれば、歴史的公文書を保存し、公開しようぬんが、行政運営の効率化につながるのか、たぶん分からないと思います。1 の「趣旨」のところと 2 の「文書館の基本理念」の特に (1) のところのつながりが、非常に部分的でしかないような印象を持ちました。

#### **(本間委員長)**

今、非常に適切なご意見だと思います。ただ、これを実際に成文化していくとなると、なかなか困難な部分もございます。事務局は優秀な文章力もありますし、非常に企画力も優れているわけですから、果敢に挑戦していただいて、多くの市民の皆さんの共鳴を受けるような工夫をぜひしていただきたいと思います。

#### **(事務局／佐藤室長)**

今日いただいた意見をもとに、また事務局の方で、もう少し議論を深めまして、次回にまたお示しして、意見を頂戴したいと思います。

#### **(本間委員長)**

今、先生からご意見がございましたが、私はそれに追従するような言い方で、誠に恐縮なのですが、ぱっと見たときに、1 と 2 の間のつながりがないとは言えないけれども、作ったのにいろいろ批判するのは非常に恐縮なのですが、やばらばらな感がございます。今日は第 1 回目ですから、こ

れで決まるわけでありませんから、いろいろ要望して、作成していただきたいと思うのです。

**(下井委員)**

もう1点よろしいですか。2の(1)のエ)の行政運営の効率化なのですが、先ほどこイ)とエ)をなぜ別にしたのかと申し上げましたが、そこは分からなくても、透明化することによって説明責任を果たすわけですね。効率化というのはまた別の話だと思うのですけれども、歴史的公文書ですね。エ)のところにも書かれておりますように非現用ですから、もう使ってないわけですね。使っていない文書を管理することで、なぜ効率化が図られるのですか。公文書行政のことですか。公文書行政の効率化が図られると思うわけですね。公文書館を作って、管理についてのルールを定めれば、でもそれはあくまでも手段としての公文書行政であって、非現用ということは最前線では使っていないということですね。そちらの行政は関係ないわけですね。公文書管理条例を作っても。

**(本間委員長)**

いかがですか。これは今後考えてもらう課題です。非現用がなぜ、現行の行政運営の効率化につながるかと、こういうご意見だと思います。

**(下井委員)**

本音はよく分かるのですけれども。

**(本間委員長)**

歴史研究をしている人は、非現用であっても、歴史研究を通して市民の人々に伝えることによって、ひいては行政運営に裨益するところが大きいと歴史研究者は言うのです。しかし、そうでない人は、使っていない文書をなぜ行政運用に資するのかという直截のご意見が出た場合に、それを納得させるような理論配置が必要だというのが、先生のおっしゃることだと思います。ご返答お願いします。

**(事務局／福田)**

具体的な例を申し上げますと、過去に行われたいろいろなイベントの関係書類、そのとき1回きりしかないような、例えばアジア卓球大会とかAPECなどがございますけれども、そういったときの書類を歴史公文書としてとってありますけれども、それはそれっきりで、年限が来ましたら廃棄されるのですけれども、そういったイベントなどが終わってしまいますと、もう顧みられることはありませんので、そういったものを保存しておいて、いざまた大きな国際会議などがあった場合に参考にすると。そういう意味で効率化と言いました。

**(本間委員長)**

趣旨はよく分かりましたけれども、非現用という言葉は非常に専門用語で、「非」となると、全てを否定するようなことになって、否定するものがまた肯定に変化するの何かという思考が働きますから、その辺りを工夫していただきたいと思います。

ほかに、この骨子の1、2につきまして何か。今後また議論する時間がありますから、後日出していただいてもいいのですが、この際何かございますか。ございませんでしょうか。

それでは、1、2につきましては、今日は出していただきましたものに対して、ご質問、ご意見を頂戴したということで、ここが一番大切だと思います、市民にアピールするには。今回はこれを反映した形で、ぜひまた作成していただきたいと思います。

それでは、次に「文書館の業務」、「文書館の施設と運営」につきまして、同じようにご説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

### **3 文書館の業務**

**(事務局／福田)**

では、3の「文書館の業務」からまいります。

(1) 歴史文書等の保存。

ア) 収集対象とする文書・資料の範囲ですが、地域の歴史的資料、移管された歴史公文書、その他の資料。これは、行政刊行物等や寄贈・寄託を受けた文書その他の記録で、文書館で保存する必要があると認められるものを扱います。

イ) としまして、評価・選別の基準。歴史公文書においては選別基準を設定し、これに従うものとなりますが、時代の変化に応じて随時見直しや再選別を実施します。また、地域の歴史的資料やその他の資料についても、一定の判断基準を設定し、随時見直します。

ウ) 保存・整理。貴重な資料を損壊させないように、原資料の原形を良好な状態で保存し、いち早く市民等の利用に供することができるよう、速やかに目録整理作業を進めます。

(2) 歴史的文書等の利用。

ア) 利用方法ですが、文書館が定める利用要綱等に従って利用できるものとします。

イ) 公開の基準ですが、文書館の所蔵文書は公開を原則としますが、公開範囲については、情報公開制度や個人情報保護制度との整合性を図り、審査基準を定めます。

ウ) 相談・支援。市民が利用しやすいように、窓口機能をとともに検索システムを充実させます。

エ) 普及啓発。市民の利用促進を図るために、講座等の情報発信を実施し、広報活動にも取り組みます。また、職員に対しても、公文書保存の意義と文書館の存在について周知する努力をします。

(3) 調査・研究。文書館の保存機能、利用・普及機能を維持向上させ、さらに、地域・歴史・行政に関する様々な情報を市民に還元するため、調査研究を行います。

## 4 文書館の施設と運営

### (事務局／福田)

4としまして、「文書館の施設と運営」です。

(1) 施設のあり方。災害等に対する耐久性をもち、かつ、交通の便がよく、市民の利用しやすい場所に設置します。名称、開館時期、場所、規模、設備等は別途定めます。

(2) 管理運営体制です。文書館の設置と管理運営に関する事項について、これは仮称ですが、「新潟市文書館条例」を制定するほか、関連規則等の整備を進めます。また、組織、体制、開館時間等は別途定めます。

(3) 運営協議機関。文書館の適切な運営を確保するため、必要に応じて庁内外の有識者からなる附属機関を設置します。

(4) 類似施設との役割分担と連携。新潟市内の博物館・資料館施設や図書館施設との役割分担を明確にした上で、相互に情報交換を密にして連携します。

(5) 公文書の管理と条例及び諸規程との関係。歴史公文書を文書館に移管し、利用に供する仕組みを「新潟市情報公開条例」、「新潟市個人情報保護条例」、「新潟市文書規程」等との整合性を勘案して構築します。

なお、「資料」と書いてありますのは、これは今回は添付しておりません。以上です。

### (本間委員長)

どうもありがとうございました。

今度は少し具体的な「文書館の業務」、「文書館の施設と運営」について、第一次といたしますか、お考えを示されました。これにつきまして、3と4も一緒に議論したいと思いますので、ご質問あるいはご意見がございましたら、お願いいたします。

### (伊藤委員)

まず第一点で、3の(1)のイ)のところ、ここでは評価・選別の基準ということで書いてあるわけですが、その中で、2行目の「随時見直しをする」という場合に、「再選別を実施します」というのは、再選別というのは大体作業のことなのか。再選別というと、このところは具体的にどういうことなのか、もう少し説明をお願いしたいと思います。

もう一つ、全然違うと思いますが、3の(2)のエ)の普及啓発のところですが、最後のところ、職員に対しても「文書館の存在について周知する努力をします」というのは、内部的な問題であって、基本計画の中に本来なじまないということでもあります。

**(本間委員長)**

それでは、今2点ご質問がございましたが、お答えをお願いします。

**(事務局／福田)**

ご質問がありました3の(1)のイ)の方ですけれども、再選別につきましては、少し具体的な話をし過ぎましたが、これは今までの検討委員会の中で、長期保存公文書のシミュレーションにつきましてやっていきますという話を申し上げましたので、その関連で、こういった文言を載せました。

**(下井委員)**

違うのではないですか。選別基準を見直すとは、それは再選別するでしょう、当然。それだけのことではないですか。具体的だとは思いませんけれども。

**(事務局／福田)**

正式な選別基準といいますのは、以前ご提案をいたしましたけれども、あれで決定的なものでございませんので、そういった基準をまた詳しく決めていくということでございます。

**(伊藤委員)**

私が言いたいのは、そこは要らないのではないかと。ただ見直しをしますでいいのではないかと。実際の作業のことまで書いてあるからおかしいと言っているのです。

**(本間委員長)**

では、もう1点ご質問の、職員に対しての件は。

**(事務局／福田)**

そちらも削るようにいたします。ただ、全国のいろいろな文書館の基本計画などを参考にさせていただいて、作らせていただきましたが、そういう文言が載っているところもございまして。

**(本間委員長)**

やはり職員の無理解というものに手を焼いているということでしょうか。

**(事務局／福田)**

そうです。やはり職員にまず理解をしてもらいたいと。

**(伊藤委員)**

それであれば「周知する」でいいのではないですか。「周知する努力をします」というのは。

**(本間委員長)**

気持ちは分かるけれども、「職員」となると市民の皆さんは、新潟市の職員は理解がないのではないかと。妨害とは言わないけど、とにかくおかしい行動をとっているのではないかとというような、極めておかしい誤解が生じないとも限りません。そういうことで、今日は最初の議論ですから、2点についてはよろしくご検討いただいて、修正するというものですから、またよろしくをお願いします。

**(小野委員)**

今、削除ということで理解があったようですけれども、そうではなくて、別項目で掲げることは可能なのではないかと。私は他館で、市職員に対する周知、それ以上に初任者研修や経年あるいは管理職研修で公文書館が活用されることも多々知っていますから、これを入れたことは決して誤りでは

ないと思います。エ)ではなくてオ)だとか別の項目を立てて、こういう形での、市職員に対する一つの機能業務に対しての文言は残すべきだと私は思っております。

**(下井委員)**

それは、計画についての周知を図ると書けばいいのであって、この(2)のここで書くと、文書館ができてから、文書館について周知するみたいを書くからおかしくなるのです。

**(小野委員)**

文書館の存在について、周知ではなくて、公文書管理についての業務に対しての周知研修であって、例えば、埼玉県立文書館での開設当時の担当者の回想によれば、職員の中でなぜ文書館が必要なのかということについての理解をまず伝えることが一番大変だったと。つまりそれはずっと開館後も続くわけですから、決して市職員に対しての姿勢はここから削る必要はないと思います。

**(下井委員)**

ここで書く必要はないですよ。

**(小野委員)**

ですから別段で。むしろ学校教育だとか、いろいろなところでの普及・啓発というような形で、ここを膨らませてもいいと思います。あるいは市民の理解ということで。

**(伊藤委員)**

私が言ったのは、文書館の存在について、「存在」のところの部分だけおかしいのではないかと。

**(小野委員)**

「存在」というのがあるからですね。

**(伊藤委員)**

だから、職員に対する周知というのは大事だということ。

**(本間委員長)**

これは、もっともなご質問。あるいは、職員に周知しなくてはならないということ。これは骨の部分ですから。これについては、どこかで周知するという、あるいは、指導するということについては、どこかで明記した方がいいのではないかとか、あるいは、職員と断定しないで周知するような表現の方法もあろうかと思えます。それはまたご検討ください。

では、ほかに、この3、4について、何かございますか。

**(金森委員)**

ちょっと分からなかったのですが、(2)のうちのイ)のところ。「審査基準を定めます」というのは、文書に対しての審査基準ですか。閲覧者に対しての審査でしょうか。

**(事務局／福田)**

文書に対してです。この文書は公開していいかとかいう審査の基準です。

**(本間委員長)**

よろしいですか。

では、何かほかに。

**(下井委員)**

今のことに関してですが、歴史公文書は情報公開条例とか個人情報保護条例の行政文書から外れるのですか。

**(事務局／福田)**

今のところ、歴史公文書として引き継いだものですので、現用の公文書ではありませんので、情報公開条例の枠からは、今のところは外れております。

**(下井委員)**

新潟市の情報公開条例の中で公開請求対象に、たしか行政文書という言葉を使ったと思いますが、現用文書に限るといふ文言はないと思いますけれども。

**(事務局／福田)**

その辺の解釈につきましては。

**(下井委員)**

今、情報公開条例ございますか。

**(幹事／総務課長)**

あります。現物ですか。

**(下井委員)**

はい。

**(幹事／総務課長)**

私の記憶でも現用文書に限定していたと思っていました。

**(下井委員)**

情報公開条例の 2 条の 2 号辺りだと思うのですけれども。すみません、私、審査会をやっていて、しょっちゅう見ているのに覚えていないのですけれども、保存期間を過ぎていれば対象ではないという意味ですか。保存期間を過ぎていても、保有していれば対象になると思うのですけれども。

**(事務局／福田)**

具体的には、長期保存公文書ということで、実際には非現用となっても、その部局で長期保存文書として保管されているものは、情報公開条例の対象と解釈しております。

**(幹事／総務課長)**

条例が手元がないので、はっきりしたことは言えなかったのですけれども。今、まだ俎上には上げていないのですけれども、歴史的文書になったときに、公開・非公開の不服があったときに、下井先生がいらっしゃる委員会の方で審議してもらうことができるのかどうかということを確認したところ、難しいと解釈しています。情報公開条例の範疇でないという判断をしまして、その整合も今後とっていかなくてはだめだということを話し合っているところです。

**(下井委員)**

今の解釈が私にはまるで分からないのですけれども。例えば国の方は、今、情報公開法は公文書管理法ができたので、公文書管理法の対象となる歴史的公文書は請求対象にならないという定めはあるのです。公文書管理法ができたから、情報公開法を改正して、そういう例外的規定を設けたのです。でも、現在の新潟市の情報公開条例では、当然、公文書管理条例がありませんから、そういう定めがあるはずがないのです。現行情報公開条例の解釈としては、保存期間を過ぎていようがいまいが、実施機関が保有していれば、それは少なくとも請求の対象にはなると思うのです。公開・非公開の判断の対象にはなると。公開されるかどうかは別として。

ですから、ここでのこの話は、公文書館条例あるいは公文書管理条例が新潟市でできたときに、情報公開条例を改正して、歴史的公文書と言われるものについては、情報公開条例の範疇外だということになれば、分からないでもないのです。そのことは前提となっているのかということだと思います。

そこは市政情報室と話し合っていたきたいのですが、情報公開条例を改正しないと別物だということにはならないと私は思います。

もっと言えば、個人情報保護条例の話もありますから。情報公開はともかくとして、個人情報保護条例の対象にならないのでしょうか。歴史的公文書も市民の昔のプライバシーが含まれていれば、それは原則非公開ですよ。それは個人情報保護条例とは別枠でやるのですか。調整が必要だということはそのとおりなのだと思いますけれども、先ほどの金森委員からの質問に対して、ああいうふうに答えられ



てしまうと、もうそれが確定してしまうようなことにもなりかねないのです。

**(本間委員長)**

今の問題はいかがですか。何かご意見ありますか。

**(小野委員)**

今の事務局の説明で、私はかまわないと思っているのですけれども。というのは、公文書管理法では個人情報に関する法律のさらに先に、時の経過という概念を持っているわけです。つまり、市が持っている、例えば100年以前の個人情報のようなものでも、30年とか50年だとか100年だとか、各公文書館では審査基準ないしは公開する基準を作っているわけで、時の経過という概念があるという意味で、こういう文言があっても私は当然だと思っております。

**(本間委員長)**

もう少し詳しく。

**(小野委員)**

つまり、明治期の公文書ないしは江戸時代の地域資料で公文書館が所蔵しているもので、現時点での個人情報がありますが、欧米だとか国際的な個人情報に関する取り扱いの一つの原則が別個にあるわけです。例えば日本では、京都府立総合資料館をはじめ、いくつかの公文書館で時の経過に対して公文書の公開を審査のうえで、あるいはガイドラインというものをそれぞれ持っていて公開しているわけです。ですから、こういう文言があっても、私はいいと思います。

**(本間委員長)**

こういう文言というのは。

**(小野委員)**

「審査基準」ですね。

**(下井委員)**

私が言っているのは、情報公開条例を個人情報保護条例とは別枠で、ということをおかないと。これには「整合を図り」と書いてありますけれども、ここは情報公開条例上の審査基準とも読めます。歴史的人物のプライバシーというのは、一応100年とは言われていますけれども、なかなかそこは。

**(小野委員)**

それは各館でまちまちですね。別に歴史的人物という評価でなくても、あるいは公職に就いた者でなくても時の経過という概念はあります。先ほどからの、情報公開全体の、市民的には、市役所の所蔵している公文書あるいは歴史資料が、現用か非現用かなんていうのは区別がつかないわけですよ。つまり市役所が持っているものの情報公開という一つの枠の中では、やはり一つであって、先ほどから下井委員がおっしゃるように、文書館の条例ができたときには、現用と非現用でそれぞれ情報公開の枠が変わるわけです。でも、現時点ではやはり、新潟市が合併時のときにマニフェストとして約束をした合併マニフェストには、日本一の情報公開の都市を目指すということを、堂々と謳っているわけですから、そういう意味で補完の関係にあると思います。

**(本間委員長)**

今、3の(2)のイ)について、いろいろ貴重なご意見をいただいたわけですが、これは、また検討していかなくてはならない問題だと思います。またご検討いただいて、今いろいろご意見がありましたから、これを参酌して、また案をお作りいただきたいと思います。

**(下井委員)**

基本計画ですから、そんなに細かいことは多分書けないと思うので、この程度でいいのかなと思わないでもないのですけれども、公開の基準を審査基準で定めるということは、通達で定めるというこ

とですか。条例では定めないのでですね。

**(事務局／福田)**

全国のいろいろな公文書館の例を聞きますと、やはり要綱程度で基準を示しているところもあれば、条例化して別表でしっかり基準を示しているところもあります。

**(下井委員)**

ア)を見ると、要綱で、というのが新潟市の方向ですか。

**(事務局／福田)**

それはまだ固まっておりません。

**(下井委員)**

法律論として言っていくと、要綱だと権利ではないのです。法的に公開請求権が認められないので。

**(本間委員長)**

そうですね。

**(下井委員)**

事実上はともかくとして。そこは基本計画なのですけれども、条例でいけということで、この委員会で一致すれば、もう条例でと言ってしまった方が、私はいいのかなと思います。そこは、これからの検討で。

**(本間委員長)**

検討していきたいと思います。それでは、この3、4につきまして、何かご意見ございますか。

**(下井委員)**

基本的なことなのですが、二つほどあるのですが、大きい方だけ今申し上げますと、3「文書館の業務」です。つまり、文書館はどういう仕事をするかということです。(1)が保存、文書館が歴史的な文書を保存するというのはいいと思うのですが、(2)は歴史的な文書等の利用ですよ。その利用の主体は誰ですか。

**(事務局／福田)**

利用の主体は市民です。

**(下井委員)**

ですよ。そうすると、文書館の業務の中で利用というのはおかしくないですか。かつ、ア)が利用方法、イ)が公開の基準、これも市民目線ですよ。ウ)は相談・支援、エ)普及啓発。こちらは文書館の仕事ですよ。(3)の調査・研究、これの主体はどちらですか。

**(事務局／福田)**

この主体は文書館の方です。

**(下井委員)**

ですよ。だから、1と2と(1)、(2)、(3)で、それぞれの主体がずれていると思うのです。それはやはり業務というタイトルの下に、そういうふうに主体がずれるものを並べるのはどうかと思います。

**(事務局／福田)**

当初、こちらは文書館の機能という文言の方がよろしいかと思ったのですけれども、今までのこちらの検討委員会の資料では「文書館の業務」という項目でしたので。

**(下井委員)**

機能だったら利用でもいいことになるのですか。機能だとどういう働きをするか。ファンクションですよ。ファンクションの利用ですか。お考えいただければと思います。

**(事務局／福田)**

利用させるということです。不適切な言い方ですけれども、利用に供するということです。

**(本間委員長)**

では、点検していただくということで、またご検討いただきたいと思います。

それで、非現用の文書と、それから、現用の文書を非現用にする前に、担当の部課がありますね。非現用にしたのだけれども、その後、非現用文書に対する原課はどういう関わり方をしますか。原課は文書館にまかせるのですか。それとも、情報公開の場合に、多少その原課が制限力を持っているのですか、新潟市の場合は。

**(事務局／福田)**

今までの会議の資料でもそうでしたけれども、利用公開に際しては、基本的には文書館が主体的に公開業務等をしますけれども、その際には、原課の部局に意見を伺うということもありうると考えております。

**(本間委員長)**

そのあたりを研究してください。こんなことを言うとおかしいのですが、新潟県立文書館は、非現用になっても原課の判断を過剰に仰ぎすぎるために、文書公開に対して多少円滑さを欠いているというのが今の現状のようです。そのように側聞しております。したがって、これから新潟市が新しい文書館を設立するにあたっては、非現用文書と原課との関係を、完全に断ち切れとは言いませんけれども、やはり文書館が主体性を持って公開の判断をするように研究してください。

それでは、ほかに何かご意見ございますか。この3、4について。ございませんか。また今後議論する機会もございますので。

それでは、時間も押し迫っておりますので、今後のスケジュールについて、お願いしたいと思えます。

### 3. 今後のスケジュールについて

**(事務局／佐藤室長)**

私の方からですが、お配りしている資料はございませんが、平成24年度は「文書館整備基本計画(案)」を策定すると。年度内に概ね3回程度この検討委員会を開催して、年度末には基本計画案を策定し、この検討委員会はそれをもって任務を終えたこととしたいと思います。

現在の委員の任期が平成24年の9月30日まででございますので、10月には平成25年の3月31日までを期間として、委員の方を再任したいと。平成25年3月31日まで委員として携わっていただいて、この基本計画案の策定をお願いしたいということでございます。

**(本間委員長)**

今後のスケジュールは以上のようなようです。何かこれについて、ご意見とかございますか。ご質問ありませんか。

平成24年度は原則として3回程度、こういう会があるということですね。では、3回ありますから、また今日のようなご意見を頂戴したいということでございます。

それでは、次に、先回もいろいろ話題になっておりましたが、「新潟市文書規程の改正について」をお願いしたいと思います。

## 4. 新潟市文書規程の改正について

### (幹事／総務課長)

では、私の方から文書規程の改正を説明させていただきます。

資料の中に綴じてあるところなのですが、庁内の職員に対する手続きを記載してしまっていて分かりにくいので、今、「新旧対照表」を配付させていただきました。文書規程の改正は、組織の変更に伴う改正の部分も非常に多くなっておりますので、保存期間のところの改正部分分かるページだけです。

### (下井委員)

どちらが「新」で、どちらが「旧」ですか。

### (幹事／総務課長)

左が「新」で、右が「旧」でございます。

第54条の改正をご覧いただきたいと思います。

右の方の旧54条です。これまでは文書の保存種別は次のとおりで、(1)から(5)まで長期、10年、5年、3年、1年となっていました。例えば10年保存でしたら、5年を越え10年以下の保存を必要とする文書、それだけの記載でございました。

「新」の同じ54条ですが、文書の保存期間は別表第1に定めるとおりとするということで、最初に歴史文化課から配付されました別表1を新しく設けたものです。

2項では、前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる文書の保管期間は当該各号に定める期間とする。法令等に定める期間、または時効が完成するまでの間、証拠として保存する必要がある文書は、当然時効が完成するまでの間と定めてあります。

別表第1の方では、具体的にどういう文書の保存期間が30年で、どういう文書が10年か、どういう文書が5年かというのを定めております。この中で定めているのは、国の内閣府の方から、基準のガイドラインが示されておりますので、それを参考にしたり、ほかの政令市が長期保存を30年に切り替えていましたので、それを参考に定めております。以上です。

### (本間委員長)

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明ですが、これは4月1日から発効するわけですね。

### (幹事／総務課長)

はい。その予定です。

### (本間委員長)

分かりました。

何かご質問等ございますか。

### (下井委員)

1点。新54条2項1号に「法令等」とありますが、この「法令等」には条例・規則も含まれるということでしょうか。新潟市の。

### (幹事／総務課長)

はい。そうです。

### (本間委員長)

ほかに、何かご質問はありますか。ございませんか。

それでは、ないようですので、この文書規程は平成24年の4月1日から発効するというところで

ざいます。これは、設立される文書館と非常に密接な関係もあろうかと思えますから、次回はこういうものを参酌しながらご意見を頂戴したいと思います。

それでは、用意された議題につきましては、大体今日は終わりましたのですけれども、何かこの機会に、ご意見等ございましたら、お願いしとうございますが。

**(金森委員)**

保存期間が過ぎた文書というのは、あとは焼却されるのですか。どうなるのですか。

**(幹事／総務課長)**

具体的には、機密文書としまして、段ボールに入ったまま業者に引き取りに来てもらいまして、それがそのまま裁断されて、溶融炉に入るというのを条件に契約しております。そういうご質問でよろしいのでしょうか。

**(金森委員)**

ときどき古本屋さんなどで、けっこう貴重な文書みたいなものが出てくるようではけれども、そういうところに流れることもあるのかなと、今、思ったものですから。

**(杉本委員)**

逆にそういったものを捨てない、捨ててはだめだという趣旨で質問されていると思いますけれども。

**(幹事／総務課長)**

申し訳ないです。古本屋に行くようなものは、私の方ではなくて。

**(金森委員)**

要するに、もう人の目に触れないで処分されている、焼却されるということなのですね。

**(下井委員)**

全部ですか。違いますよね。

**(幹事／総務課長)**

機密文書はそういうふうには処理しています。人の目に触れていいのは、単純に古紙回収です。

**(金森委員)**

焼却場へ行くものもあるのですね。

**(下井委員)**

単なる行政文書の書類ですから、古本屋に行かないと思いますよ。

**(金森委員)**

いや、別なものも混じっているでしょう。その人は貴重でないと思ったけれども、私にとっては貴重かもしれない。

**(下井委員)**

それはそうかもしれませんが。

**(金森委員)**

昔の家計簿などは。

**(杉本委員)**

だから、この人にとっては鼻紙同然だけれども、こちらにとっては、ものすごく歴史的なという。価値観が全然違うのです。

**(下井委員)**

多分それは意味が違うと思うのですがけれども、市役所の会議書類など、ほとんどはそういう価値がないと思います。

**(金森委員)**

市役所の分はいいのです。

### **(杉本委員)**

市役所の中でもそういうのがあると思いますね。

### **(小野委員)**

違う話題を。速達で基本計画を送っていただいたのですけれども、基本計画と中身とどの段階で分けているのかなという気がするのですけど。いわゆる基本計画をこれから進めていくうえで、先ほど飛ばしましたけれども、管理運営体制という体制を謳っておきながら、最後のところでまた、組織、体制、開館時間等は別途定めます、とありますね。そういう意味で、例えば、専門職員の問題。専門職の配置だとか、これから例えば 20 年くらいいっぱい保管が可能なような、十分な保管スペースを用意しますとか、中間書庫的なものの機能についても検討しますとか、そういう本来具体的なものの基本として提言ができるような、そういう話題も書くべきだと私は思っているのです。

というのは、全国歴史資料活用保存機関協議会（全史料協）の方で長年の話題は、法律もそうですけれども、専門職員の配置の問題というのが喫緊の問題となっております。

それからまた別個に、エ) のところで、類似施設、類縁機関、博物館それから図書館、文書館というMLA、最近はプラス公民館というのが話題ですけれども、その役割分担を明確にしたうえでというのは、喫緊のいつ着手してもおかしくないことです。

それから、速やかに目録等を刊行するというのも、準備室あるいは今の体制で、どんどん仮目録から刊行目録にという準備も積極的にしていただきたい。

開館時には、本当に目録が市民に使いやすい、内容が点検しやすい、個々枝分かれにしてある、そういう目録が『合併町村の歴史』以来、あるいは市の総務課以来、長年蓄積されているのは、私も承知しております。文書館が開館するまでは、ばらばらに見るという体制はやはり不便だと思っております。

それから、「歴史資料室だより」で少しずつ周知されていますけれども、もう実際には、市民はこの歴史文化課に連絡をして、その資料を閲覧することが可能なわけです。そういうことについて、市民の理解、あるいは広報が弱いのか薄いのか、広く知られてないということが残念です。

もう一つ、時の経過のことについて言いましたけれども、そのほかに例えば、山下幹事をご承知でしようけれども、図書館と歴史文化課と博物館で、いわゆる基本的人権に関する文言を有する歴史資料の取扱いの要綱というのがすでにあります。そういうものの協議も、合わせて文書館の開館までには、もう一度すべきだと思っております。図書館が持っている和装本だとか、そのように明確に役割分担をしたうえでというのは、作業はまだ全く始まっていないわけですね。それは始めていてもおかしくないことだと思いますし、新潟県立であれ、あるいは秋田県立であれ、図書館の所蔵資料が開館時に公文書館に移管されるということはよくあることなので、そういうことでお伺いします。

それから、新潟県立図書館が有している旧新潟市所蔵、ないしは寄付金がつけられて新潟市立図書館が開館したときに、県立から返すという約束の典籍がまだありますけれども、それは移管の権利を放棄したわけでしょうか。鍵富さんの1万円の寄付金の使い道とか、明らかになっていますよね。『沼垂図書館創立 70 周年記念誌』で文書が出ていますよね。市史にも出ていますし。いずれ聞かせていただきたいと思います。

### **(杉本委員)**

つまらないことなのですが、収集する公文書というのがありますがけれども、収集しない公文書というのは、具体的にはどんなものがありますか。

### **(事務局／福田)**

端的に言いますと、帳票類といいますか、たくさんいろいろ書類があるのですけれども、日常的な書類とかです。

**(杉本委員)**

例えば旅費の支出命令とか、そういうやつですか。何々を買ったとか。伝票類みたいなもの。

**(事務局／福田)**

そうです。日常の消耗品等の購入等の書類など、そのような綴りは膨大にありますけれども、そういったものは例を挙げれば収集しません。

**(杉本委員)**

例えばそういうのを全部やることはないと思うのですが、具体的にそういうのがあると、この時代はこんなものを買ったとか、この時代の旅費はなるほどこら辺でやっているとか、そういうのもちょっと面白いと思いますので。

**(金森委員)**

面白いですよ。私も欲しいです。

**(杉本委員)**

だから、公文書の中でも、そういうのが非常に面白い人と面白くない人というわけなのです。そこら辺もまた検討していただければありがたいと思います。

**(金森委員)**

本当に代表的なものがいくつかあれば、それで済むことなので。時代と地域が。全部集める必要はないですね。そこから物価だとか、日常の生活が分かってくるので、ぜひお願いしたいです。

**(杉本委員)**

難しい書類ばかりでなくて、そういう日常的な、江戸時代はどんなものを食べていたとか、どんなものをいくらで買ったというのと同じ意味で、時代が動くとそのが歴史的に重要な書類になってくると思いますので、それこそ全部ではなくても、ちょこっとでもいいので、お願いします。

**(事務局／福田)**

サンプル的な収集は心がけてやります。

**(金森委員)**

お願いします。

**(小野委員)**

それから、行政刊行物目録を早く整理してほしいですね。歴史資料整備室が所蔵している図書類もそうですけれども、新潟市が発行している行政刊行物、リーフレットやビラも含めて、役所が作ったもの、そういうものは博物館にも図書館にも分散していて、そこに一冊しかないような時期や年度の行政刊行物などもありますから。それはどの利用者にとっても、決して市民だけが利用しやすい場所というだけではなくて、市職員も利用しやすいような位置や施設にしていきたいことを思っています。

## 5. その他

**(本間委員長)**

ほかに何かございますか。この際、まだ若干時間がございますから何か。

**(金森委員)**

これもまた幼稚なというか、つまらないかもしれませんが、今、新潟市にある資料だけではなくて、ほかの県のところにあるものも、それは複写でも何でもいいのですけれども、そういう収集

も熱心にやられますか。けっこう新潟関係のが、とんでもない県から出てくることもあるのですけれども。

**(事務局／佐藤室長)**

それは全く考えられないことです。よその県のどこかの資料を取りに行くというのは。

**(金森委員)**

それは私が多分図書館のリファレンスでも利用して、何かの形ではできますよね。

**(幹事／中央図書館サービス課長)**

図書館では、手書きのものなど原史料は取り扱っていないのです。古文書のような類のもので、そういうものは扱っていないのですが、出版されたり刊行されているようなものについて、冊子の形になっていたり、パンフレットになっているものについては、国立国会図書館を頂点として、どこにあるものでも、その図書館で非常にそれが古くて貸出した場合傷みむとか、そういう場合でない限り借り受けて、求めている方に提供するという制度があります。

**(金森委員)**

それは、活字になったもので、現物ではできないと。

**(幹事／中央図書館サービス課長)**

その図書館によって持っている機能が違うのですが、新潟市の図書館の場合は、先ほど小野委員がおっしゃっていたのですけれども、新潟市中央図書館ができる前に、市の収集要綱というものを作成してまして、歴史文化課やみなとびあなどと相談いたしまして、図書館では古文書の類は収集しないとしていたのです。手書きのようなものは、新潟市の図書館は持っていません。ほかの全国の図書館ですと、そういうものを持っているところもありますが、多分、そうしたものは貴重なものだという判断で貸し出しということは行っていないと思います。

**(金森委員)**

貸し出しはしないけれど、複写をとることは可能でないですか。例えば、江戸時代の旅日記が、たしか神戸かどこかに絵入りのものがあるらしいのですけれども、そういうものを複写でもいいからあると充実するのでないかと思うのです。

**(幹事／中央図書館サービス課長)**

その図書館で、そうしたものを複写で提供するというような決まりを作っていればやっています。ただ最近では、図書館ではそういった貴重な、自館しか持っていないものについては、デジタル化を進めているところが多くなっています。デジタル化して、ホームページからご覧いただけるようにしていたりということが多くなっています。

**(金森委員)**

まだ公開されていなかったです。あれば見えますが。

**(幹事／中央図書館サービス課長)**

図書館の資料であれば、新潟市の図書館が窓口になって、その図書館でどういう扱いをしているかというのは確認して、お答えすることができます。

**(金森委員)**

それはやる図書館と、資料館でもいいのですけれども、やるどころ、やらないところ、してくれるところと、してくれないところがあるということですよ。

**(幹事／中央図書館サービス課長)**

そう思います。

**(金森委員)**

できるところだけでもいいですから、積極的に取り組んでほしいです。新潟市関係のものは、他県



にあっても。

**(事務局／福田)**

市史編纂の事業の際に、海外も含めて、旧新潟市に関する資料をかなり収集しておりまして、そういったものの目録なども、今後公開していく予定であります。今、おっしゃるのは、今、まだとらえられていない県外のほかの資料ということですね。そういったものも何とかこちらでキャッチできるものは、努力していきたいと思います。

**(金森委員)**

情報をいろいろ提供いたしたいと思います。

**(本間委員長)**

何かほかに、この際ございますか。ございませんでしょうか。

それでは、これから平成 24 年度あと 3 回やるというのですが、皆さんの日程もありますから、大体 3 回というのは、いつ頃という目算といたしますか、目途があればお願いしたいと思います。

**(事務局／佐藤室長)**

今、考えている中では、1 回目を 7 月、2 回目を 10 月くらい、3 回目を 1 月ころにできたらと思っています。

**(本間委員長)**

それから、3 回の会での、来年の 1 月が大体最後になると思うのですが、このときには、この委員会としては、結局、今日提示されたような文書館整備基本計画というものを策定して終わりということですか。そういうことですね。

**(事務局／佐藤室長)**

そうです。最終的なご意見を伺った後ということですね。

**(本間委員長)**

ですから、成案の形にもっていくことを、3 回はそれに向かっていろいろな周辺の問題も含めて、議論していただくということですね。

**(下井委員)**

それは委員会の位置づけに少し関わる問題だと思うのですが。こういう諮問的な機関の場合、あくまでも意見を散発的に言うだけで終わるのか、成案の一字一句まで承認を取るという形の審議会もあります。そのどちらによるかによって、だいぶ今の先生のご指摘に対することは違ってくるのではないですか。

もし、私が二つ挙げた後の方、一字一句まで我々が承認しないと、これは諮問にならないとするのであれば、あと 3 回でできるかという、非常に不安です。

**(本間委員長)**

今、こういう話が出ましたので、腹づもりをお伺いします。どうでしょう。

私たちが意見を述べて、最終的に新潟市がまとめるのか、あるいは、第 3 回目の 1 月に、基本計画というものを一字一句まで検討して、そしてこれを実施に移すというふうにするのか。その位置づけですが、どのような委員会に、期待というとおかしいですが、どういうふうにお考えですか。

**(歴史文化課長)**

事務局として想定していますのは、3 回のうち、前半の 2 回の 1 回目については、ここでいうところの「基本計画の趣旨」、「基本理念」とかというような部分を 1 回目に。

**(本間委員長)**

7 月ですか。

**(歴史文化課長)**

7月にもっと文章化した形で案を提示させていただいて、それについてご意見をいただきたいと。それから、2回目については、それを直したものの確認と、プラス、今度3、4の「文書館の業務」でありますとか、施設運営とか、具体的に文章化したものをお示ししてご意見をいただく。そして、3回目については、全体を通して、ご意見をいただいて、そのご意見を踏まえて、最終的に市の方で案を策定するというようなことで考えています。

**(本間委員長)**

そうすると、今、先生が位置づけと言われました。そうすると、折衷的な感じですか。

**(下井委員)**

前者じゃないでしょうか。

**(本間委員長)**

前者ですか。私らが述べて、そして、それを十分に参酌していくということですね。

**(歴史文化課長)**

そうですね。それで市の方でまとめさせていただくという考えでおります。

**(金森委員)**

3回も必要ですか。

**(下井委員)**

必要だと思いますね。

**(金森委員)**

私はもう言うことないですよ。

**(本間委員長)**

また角度が変わればいろいろ意見も出ますから、そうおっしゃらないで、ぜひ貴重な意見をお願いします。

**(下井委員)**

これはけっこう責任重大だから、そう簡単には作れないですよ。

**(小野委員)**

だから、基本計画という、その基本の部分とそれ以降の部分に分けていただかないと。あるいは、その先は、1月までは話をしてはいけないのか。任期があって、この委員会はまだ解散するわけですから。

**(本間委員長)**

話をしてはいけないというのは。

**(小野委員)**

要するに1月までは、基本計画についてのみの、つまり、基本の先は、こういう理想の理念だとか業務のところにも関わってくるわけですが、あくまでもこの基本計画のこの文言を読むと、組織、体制、開館時間等は別途定めますというものの、別途についての話題は、この委員会の中で出すのはまだ早いのか、いけないのかということです。

**(本間委員長)**

小野さん、それは議論していく中で、当然、別途定めるところについても踏み込んでご意見を言っていたらいいと終わりません。だから、ご心配なく。字面だけやるということではなくて、周辺の部分も十分おっしゃって。今日も非常に具体的な問題にも言及されておりますが、それは別に妨げるものではありません。経験に基づいたお考え、ないしは実際の状況をご披露いただきたいということですから、それは、ご心配なさらないでいただきたいと思います。

それでは、今まで私どもが申し述べたことについて、今日は市の方で最初の基本計画の骨子という

ことでも出されました。これについては、いろいろご意見がございました。非常に難しい問題も多々ありますけれども、7月まで時間もかなりありますので、優秀なスタッフの皆さんに引き続いて知恵を絞ってもらい、また案を出していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

## 5. 閉 会

### (本間委員長)

それでは、時間も4時に近づきましたので、今日の議論はこれで終了いたします。  
どうもありがとうございました。